

○南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付要綱

平成26年3月26日

告示第81号

改正 平成29年2月1日告示第29号

平成30年3月26日告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号）第20条の規定に基づき、南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「老朽危険空き家」とは、市内に存する主として居住の用に供される木造建築物で、その構造又は設備が著しく不良であるため、居住の用に供することが著しく不適當となったものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、市民の安全・安心な生活を確保し、地域の良好な生活環境の保全を図るため、老朽危険空き家（以下「空き家」という。）を解体し、除去する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 空き家の所有者又はその委任を受けた者若しくは相続関係人
- (2) 固定資産税その他の市税を滞納していない者
- (3) この補助金の交付を受けたことがない者

2 前項の規定にかかわらず、南砺市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年南砺市条例第1号）第10条の規定に基づく命令を受けた者が、当該命令に係る空き家を解体し、除去する場合は、補助対象者としなない。

3 補助金交付の対象となる空き家は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 一戸建て（附属建物を除く。）
- (2) 物権（所有権を除く。）又は賃借権が設定されていないもの

(3) 別表に定める老朽度判定基準(第6条において「判定基準」という。)で50点以上の評点であるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、空き家の解体及び除去(以下「除却工事」という。)に要する経費とする。

2 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 立木伐採処分費
- (2) 家具及び家電品運搬処分費
- (3) 土砂搬入、砂利敷き等による敷地整備費
- (4) 除却工事により通常生ずる損失の補償費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- (1) 判定基準で100点以上の評点である空き家 補助対象経費の2分の1とし、500,000円を限度
- (2) 判定基準で50点以上100点未満の評点である空き家 補助対象経費の3分の1とし、300,000円を限度

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、除却工事が着工前に、老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の現況写真
- (2) 空き家の位置図
- (3) 除却工事見積書の写し
- (4) 個人情報の取得に関する承諾書(様式第2号)

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、当該空き家の調査を行い、適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査で補助金の交付を不相当と認めるときは、老朽危険空き家除

却支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、除却工事が完了したときは、老朽危険空き家除却支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 除却工事請求書及び領収書の写し
- （2） 除却工事請負契約書
- （3） 除却工事着工前及び完了後の写真
- （4） その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じ現地調査を行い、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、老朽危険空き家除却支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の支払請求）

第11条 交付決定者は、前条の補助金の確定通知を受けたときは、老朽危険空き家除却支援事業費補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定は、平成26年7月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成29年2月1日告示第29号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日告示第74号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

老朽度判定基準

区分	評定項目	評定内容	配点	評点	最高評点
1 構造一般の程度	①基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		45
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
2 構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台若しくは柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		100
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台若しくは柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
	④外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15		
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		

	⑤屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	1 5		
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒がたれ下がったもの	2 5		
		ウ 屋根が著しく変形したもの	5 0		
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	ア 延焼のおそれがある外壁があるもの	1 0	3 0
		イ 延焼のおそれがある外壁の壁面数が3以上あるもの	2 0		
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	1 0	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	1 0	1 0
合 計					点

備考 一つの評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

様式第1号（第7条関係）

老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

申請者 住所
氏名 ㊟
電話

南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金の交付を受けたいので、南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 空き家の所在地	南砺市
2 建築年月	年 月
3 除却工事期間	着工予定 年 月 日
	完成予定 年 月 日
4 除却工事業者	（業者名）
	（住所）
5 除却工事見積金額	金 円
6 補助金申請履歴	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り
7 市税等の納付状況	<input type="checkbox"/> 滞納無し <input type="checkbox"/> 滞納有り
8 申請に関する審査のための個人情報の取得	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	※注意事項参照
<input type="checkbox"/> 申込書に記載した内容に虚偽はありません。	

1 添付書類

- （1）空き家の現況写真
- （2）空き家の位置図
- （3）除却工事見積書の写し
- （4）個人情報の取得に関する承諾書（様式第2号）

- 2 注意事項 同意しない場合は、住民票全部事項証明、市税等の納税証明書（世帯全員の滞納がないことを証するもの）及び空き家の所有者が分かる書類を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

個人情報の取得に関する承諾書

南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金を申請するに当たり、私及び同居親族の住民登録の状況、市税等の納付状況及び空き家の状況等について確認することを承諾します。

年 月 日

（宛先）南砺市長

申請者 住所
氏名

㊟

同居親族氏名	

様式第3号（第8条関係）

老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所

様

南砺市長



年 月 日付けで申請のあった南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金については、南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金 円を交付することに決定したので通知します。

様式第4号（第8条関係）

老朽危険空き家除却支援事業費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所

様

南砺市長



年 月 日付けで申請のあった南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金については、次の理由で補助対象老朽危険空き家に該当しないので、南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

なお、当該空き家については、今後とも適正に管理されますようお願いいたします。

1 非該当理由

様式第5号（第9条関係）

老朽危険空き家除却支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）南砺市長

交付決定者 住所
氏名 ㊦
電話

年 月 日付け南砺市指令 第 号で交付決定のあった南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金について、除却工事が完了したので、南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 空き家の所在地	南砺市
2 除却工事費	金 円
3 補助金申請額	金 円
4 除却工事期間	着工年月日 年 月 日 完成年月日 年 月 日
5 除却工事業者名	（業者名） （住所）

1 添付書類

- （1）除却工事請求書及び領収書の写し
- （2）除却工事請負契約書
- （3）除却工事着工前及び完了後の写真
- （4）その他市長が必要と認めるもの

様式第6号（第10条関係）

老朽危険空き家除却支援事業費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

交付決定者 住所

様

南砺市長



年 月 日付けで実績報告のあった南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金については、南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金を確定したので通知します。

1 補助金の確定額 金 円

2 除却工事費 金 円

様式第7号（第11条関係）

老朽危険空き家除却支援事業費補助金請求書

年 月 日

（宛先）南砺市長

交付決定者 住所
氏名
電話

㊟

年 月 日付けで確定通知のあった南砺市老朽危険空き家
除却支援事業費補助金について、南砺市老朽危険空き家除却支援事業費補
助金交付要綱第11条の規定により、補助金 金 円を請求し
ます。

- 様式第1号 (第7条関係)
- 様式第2号 (第7条関係)
- 様式第3号 (第8条関係)
- 様式第4号 (第8条関係)
- 様式第5号 (第9条関係)
- 様式第6号 (第10条関係)
- 様式第7号 (第11条関係)